

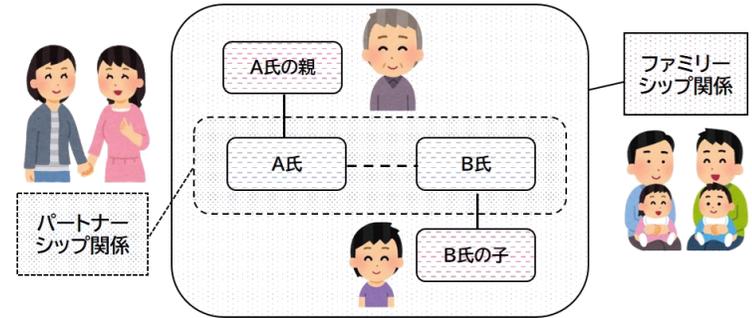
本宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について



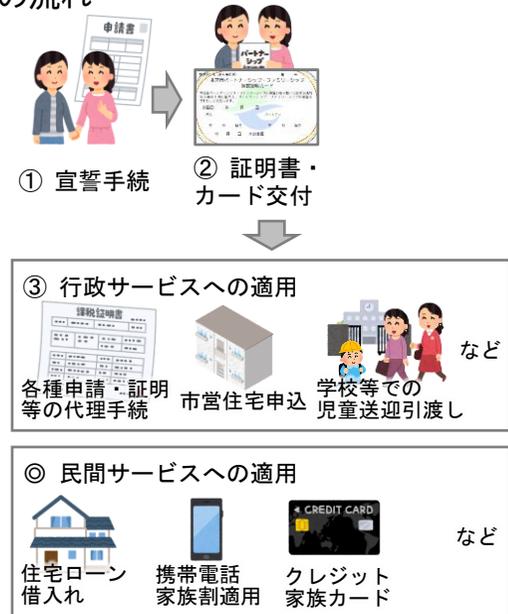
制度の考え方

基本的事項	「LGBT理解増進法」や「福島県の取組方針」を踏まえた制度
定義	<p>パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を送っている又は継続的な共同生活を行うことを約束した一方又は双方が多様な性的指向又はジェンダーアイデンティティを持つ2者間の関係及び異性間の事実婚の関係。</p> <p>ファミリーシップ パートナーシップ関係にある者の子、親、その他市長が認める者を家族として協力している関係。</p>
対象者	<p>宣誓対象者 次のいずれにも該当するものとする。 (1) 成年に達している。 (2) 市内に住所を有する又は2週間以内に転入 (3) 配偶者がいない又は当事者以外の者とパートナーシップの関係にない。 (4) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄でないこと。</p> <p>ファミリーシップ対象者 次のいずれにも該当するものとする。 (1) 市内に住所を有する又は2週間以内に転入 (2) パートナーシップ関係にある者以外の者とファミリーシップの関係にない。 (3) 満15歳以上の場合は同意があること。 (4) 未成年の子は生計が同一であること。</p>
宣誓の方法	宣誓書に関係書類を添えて市長へ提出する。 ※事務は市民部生活環境課が行う。
宣誓証明書	宣誓書に対して宣誓証明書及び宣誓証明カードを交付する。 その他、宣誓書の記載事項変更、証明書等の再交付・返還、宣誓に対する申立て、無効となる宣誓について規定

パートナーシップ・ファミリーシップの範囲例



宣誓の流れ



県制度と本市制度の互換性

- 宣誓手続きは、本市又は県のどちらかのみでOK
- 証明書及び証明カードは、本市・県どちらの行政サービスにも有効